イギリスからみた日本の満州支配(1)

戦間期外交報告 (Annual Report)を中心に

展 居 佳 広

はじめに

- . イギリスと満州の関係概略
- . 「特殊権益」・「奉天政権」との関係 1920年代の報告(以上本号)
- . 満州事変から廬溝橋事件へ 1931~1937年の報告
- . 日中全面戦争下の「満洲国」 1937年以降の報告

おわりに

はじめに

台湾、朝鮮そして中国大陸と隣接する国家・地域に勢力を拡大 = 植民地化することで「帝国」形成を進めていった近代日本にとって、「満州(現在の中国東北部、以下かっこを省略)¹⁾」は朝鮮半島の北隣にあり、また万里の長城(Great Wall)を境に中国本土 = 「関内」にも接するという地理的位置ゆえ、大陸「進出」を進めるとともに高い関心を抱く地となった。そして当初は朝鮮支配の安定のため、あるいは大陸進出の「足場」程度の役割としての満州への「進出」が、時を経るうちに 「満蒙は日本の生命線」というイデオロギー色濃厚なスローガンに象徴されるように 満州は軍事的・経済的にも日本の「帝国支配」の要に位置するものとみなされ、その地を自己の勢力下に編入することが帝国日本「長年の懸案」と考えられるようになった。結局、日本の満州「進出」は1905年租借地としての関東州獲得に始まり、1932年日本が事実上国家としての全権を掌握した「満州国」建国によって一応の完成をみることとなる。

しかしながら,この満州「進出」に際し日本は,当然の事態ともいえる が、満州に主権を有する中国政府や満州在住住民、加えて満州に利権を持 つロシアといったさまざまな方面からの反発或いは抵抗に「遭遇」した。 特に「満州国」建国については,第1次世界大戦(1914~18年)以降の 「新潮流」、すなわち古典的帝国主義に基づく「むき出し」の植民地獲得が 極めて困難になったという「時代の趨勢」、あるいは「五四運動」や「北 伐」に象徴される中国ナショナリズムの高揚とも相合わさって、中国政府 はもちろんのこと、ほとんど全ての帝国主義列強の反対に直面した。これ に対し日本は満州を朝鮮半島や台湾のような直轄植民地とすることは避け、 「満州国」という内実はともかくも一応「独立国家」を成立させる方法を 採ることで「新潮流」にも一定の配慮をする姿勢を示した。しかし「満州 国」建国の強行は、中国政府並びにイギリスやアメリカら列強との間に解 決(不能とまではいえないにせよ)困難な対立を生むこととなり,結果的 にその後続く中国関内への新たな侵略、並びに中国さらにはイギリス・ア メリカとの 今日満州侵略も含め「十五年戦争」と総称される 全面 衝突の起点になった。そしてこの「十五年戦争」に敗北することで「大日 本帝国」は全植民地を喪失し瓦解の道を辿ることとなる。

さて,このような帝国日本の満州への関わり,とりわけ満州事変以降の展開について,既に東アジア各地に巨大な権益を保持していたイギリス = 「大英帝国」はどのように見ていたのだろうか。この課題に関して,満州事変や「満州国」を巡る国際関係史,また広く中国を巡っての日英関係史・日本外交史の領域においては,既に数多くの先行研究が存在している²⁾。しかし,日本が満州支配のために行った様々な施策 当然「満州国」が「行った」ものも含む に対するイギリスの見解についての研究はなお十分進んでいるとはいえないように考えられる。

そこで本稿では、イギリスの目からみた日本の満州支配について、「新潮流」・中国ナショナリズムが台頭した1920年代以降、とりわけ「満州国」期を中心に、日本・中国に駐在の外交官が作成した「年次報告書

(Annual Report)」を主に利用しながら検討する。筆者は以前イギリス領事報告からみた日本の植民地,すなわち朝鮮・台湾それぞれの支配について簡単に検討したことがあり³⁾,それゆえ本研究の着目点として,以前から指摘していた日本の「帝国支配」のもつ普遍性と特殊性の検討,いいかえれば欧米諸国の植民地・帝国支配との比較の他に,まず満州支配と朝鮮・台湾のそれとの比較が必要だといえる。その際,(1)一度も国家承認しなかった「満州国」と1943年カイロ宣言まで日本の支配を容認した朝鮮・台湾というイギリス政府の公式立場の相違,(2)日本のいわゆる「間接支配」下にあった満州と「純然たる日本領」の朝鮮・台湾という支配方法の相違,さらに(3)満州の北にあるソ連との関係に代表されるように日本の「進出」後も国際的な緊張が続いた満州とそうとはいえない朝鮮・台湾 朝鮮,台湾内における抗日運動は長期間続いたが という国際環境の相違が問題としてあげられる。

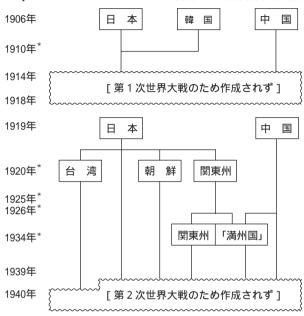
また日本の満州支配,特に「満州国」の施策についても本研究の着目点である。というのも「満州国」に関しては,日本の「傀儡国家」=「偽満洲国」であり,しょせん日本が大陸侵略を遂行するため利用した「兵営国家」に過ぎないとする評価が定着し,かつ膨大な研究蓄積が見られる一方,「見果てぬ夢」に終わったものの「民族協和」「王道楽士」といったスローガンに象徴される「理想国家」として,また目覚ましい産業開発を重視する立場から「満州国」をとらえる見解も存在するからである⁴⁾。前の拙稿で明らかにしたように,イギリス領事たちは日本の朝鮮・台湾支配について,日中戦争の泥沼化と「皇民化」の強化を境に批判的になるが,それまでは朝鮮・台湾に「経済の相対的安定」なり「法と秩序の普及」をもたらすものとして高く評価していたが,この点満州はどうだったのか。

以上の着眼点をイギリス外交官からの視点・関心にたってみると,以下の2点に整理できる。まず第1に日本の「支配の手法」に対する評価であり,世界中のさまざまな「未開」又は「野蛮」な(と勝手に烙印を押された)地域を勢力下に置いた「帝国主義国」であり自らを「文明国」とみな

すイギリスの外交官にとって,日本の満州支配はどのように写ったか, (自国のそれ,或いは朝鮮や台湾と比べ)支配のあり方は望ましいもので あったかどうかが問題となる。第2に,イギリス自身が関与している東ア ジアをめぐる国際関係上の関心から日本の満州政策をみようとする視角で あり,その際前述した満州を取り巻く国際環境,すなわち北満州に影響力 を持つ「社会主義国」ソ連 革命前は極東においてイギリスのライバル であったロシア帝国 や満州を法制上領有するものの列強の「半植民 地」下にあって国内は分裂傾向にある中国,そして南から満州に「進出」 した日本といった状況の中から,どのような状態がイギリスにとって望ま しいそれであるか,いわゆる「勢力均衡」の観点から満州の状況を観察し, その中で日本の満州政策をも評価する姿勢といえる。本稿では,この二つ の視点が満州についてのイギリス外交報告にどこまで影響を与えたかが問 題になるであろう。

最後に、使用史料について二、三説明しておきたい⁵⁾。前述のように、本稿はイギリス外交報告、とりわけ「年次報告書」を中心に検討するが、この年次報告書とは1906年アスキス(Asquith)自由党内閣のグレイ(Sir Edward Grey)外相が「下からの革命」といわれる一連の外務省改革イギリス外務省を「専門家集団」としての性格を強化することを目的の一つとしていた の一環として導入したものであり、その結果東アジアでは日本、中国、韓国 = 大韓帝国に関する年次報告書が作成されることとなる。ただし、二度の世界大戦中は報告作成自体が中止(1914~18年、1940年以降)され、また韓国については1910年韓国併合と共に「日本」報告書に「吸収」されてしまう。

この韓国の例が示すように,日本の「植民地(朝鮮,台湾,関東州租借地の三地域)」については,当初「日本に関する年次報告書」の中で日本の「属領(Dependencies)」として概要が紹介される程度の扱いであったが,1920年在東京イギリス大使の要請により,これら「植民地」についてもそれぞれ各地駐在の領事による年次報告が作成されるようになった。と



[表 1] 東アジアにおけるイギリス外務省「年次報告書」作成状況

- *1910年 韓国併合により「韓国」は「日本」に吸収される。
 - 1920年 「朝鮮」「台湾」「関東州」各報告書,「日本」から分離して作成開始。
 - 1925年 「関東州」報告書に「満州における日本の活動」が掲載開始。
 - 1926年 「中国」報告書に「満州」が大項目として掲載開始。
 - 1934年 「中国」報告書「満州」と「関東州」報告書「満州における日本の活動」が統合される形で「満州国」報告書作成開始。なお 「関東州」報告書は「満州国」報告書の付属報告書として存続。

ころが満州については,本来は「中国」報告書で取りあげられる地域(関東州は「関東州」報告書の担当)であるが,毎年独立した項目として取りあげられた訳ではなく,一方で「関東州」並びに「日本」,さらには「朝鮮」の年次報告でも関東州以外の満州が取りあげられるようになる。そして「満州国」建国後は,1934年「「満州国」に関する年次報告書」が作成されると同時に「中国」年次報告の対象からは外されるといったように複雑な経過を辿った(表1参照)。

本稿では、以上のような経緯 さらに詳しい説明は次章以降に譲ることとして を念頭に置きつつ、1919年(20年代)以降に作成された「中国」「日本」「関東州」それに「満州国」の年次報告書を中心に、イギリス外務省や日本・中国駐在外交官による覚書(Memorandum)や政治報告(Political Report)といった補足的な史料も交えながら議論を進めていきたい。なお以前の拙稿でも指摘したことではあるが、本稿はあくまでもイギリス外交官が描く日本の満州支配の「イメージ」の概観であって、現実の政策「実態」との間には当然のことながら「乖離」が見られること、また「日本の支配」、特にその政治的側面についての外交報告の見解の整理・検討であって、政治以外の側面(例えば、満州の工業化の具体的な分析・見解)や「支配される側」に対しての外交官の関心なり見解までは十分フォローできていない点、あらかじめ断っておきたい。

イギリスと満州の関係概略

本論に入る前に,主に「満州国」期において,イギリスが満州にどの程度の利害関係をもっていたかを概観し,また満州地域に駐在するイギリス領事について「はじめに」でも触れた「年次報告書」との関係も含めてみていくことにする。ただその前に,これから検討する課題の前提として,差し当たり第1次世界大戦迄のイギリスと満州との(政治的)関係についてごく簡単に触れておきたい50。

19世紀後半以降の西欧列強による「世界分割」の中,中国の中では清王朝を建国した満州族発祥の地であり,漢民族の流入を禁ずる「封禁政策」ゆえに「辺境の地」であった満州も1861年アロー戦争(1858~60年)の結果として開港(開放地=営口)される。イギリスも早速営口に進出したが,列強の中で満州地域に強い関心を抱いていたのは,まずシベリア・沿海州から北満州に進出してきたロシア帝国,次いで「利益線」たる朝鮮半島から「北進」してきた日本であり,イギリスは政府として満州に領土的野心

をもつことは無かった。1898年にイギリス資本の香港上海銀行が満州地域の鉄道(山海関・牛荘間)敷設権を得ているが,この契約にイギリス政府は直接関与していない。総じて民間主導の経済的進出が主であったといえる。そして満州を拠点に南下を進めるロシアの動きを牽制するためイギリスは日本と同盟を結び(1902年日英同盟),結果的に日本の南満州進出を助ける役割を果たした(1904~05年日露戦争。なお北満州はロシアの影響が残ったままであった)。以降,第1次世界大戦まで いや満州事変勃発まで,あるいは事変以降のある時期までといった方がよいかもしれない

イギリスは、日本の満州「特殊地域」化に対し「門戸開放(Open Door)」の観点からその「行き過ぎ」を批判(例えば日露戦争直後の「満州開放問題」)することはあったが、日本の行動を全面的に否認するような外交姿勢を示すことはなかった。そして、その間にも小規模ながらイギリス資本は満州に進出したのであった。

(1) 満州在留イギリス人

まず人口統計について。表 2 は満州(「満州国」並びに関東州租借地) 在留外国人人口を国籍別を整理したものであるが、「満州国」期、満州在 留のイギリス人は合計500人前後で推移していた。この数は帝政ロシア以 来の「特殊事情」ゆえ数万もの在留人口を抱えるロシア人(白系ロシア人 とソ連国籍保有者の合計)、それに第 1 次世界大戦まで東半分はロシア帝 国に属していたポーランド人 なお、ロシア・東欧系住民の圧倒的多数 は1898年以降彼らの手によって建設されたハルビンに在留(次に見る表 3 も参照)していた を除くと、欧米人の中ではドイツ人と共に最大勢力 を保持していた。とはいえ、当時中国全土で約三万人(英国領香港を含む)が在留していたイギリス側の視点からみると、一万人もの人口を擁す る上海、香港は特別としても、在留人口1000人前後の天津を筆頭に、広東 で500人以上、青島、厦門でそれぞれ200人、小都市の福州でも100人前後 が在留していた中国関内の沿岸地域、並びに長江沿岸部(500人前後が在

イギリスからみた日本の満州支配(1)(梶居)

	1931	1932	1933	1934	1935	1936
イギリス	618	510	478	545	466	476
アメリカ	213	284	303	316	232	248
フランス	149	175	161	235	158	206
ドイツ	489	766	483	539	422	404
イタリア	63	58	58	82	46	44
オランダ	43	47	47	49	32	36
デンマーク	98	91	95	125	140	123
チェコ	152	143	160	205	198	184
ポーランド	1,143	1,174	1,189	1,513	1,368	1,234
ソ 連	51,892	37,865	38,396	37,088	7,980	10,168
白系ロシア			43,050	17,436	58,332	53,603
合 計	94,846	76,590	85,044	90,105	70,354	67,355

[表 2] 満州(含む関東州)在留外国人人口統計表・国籍別

- (1) 合計は上表に人口を載せていないその他の国を含む。
- (2) その他の国の人口:1931年39,738人 1932年35,208人(大半が白系ロシア人か) 1935年48,933人(白系ロシア人を含む)
- (3) 「白系ロシア人」は1933年より人口掲載。 外務省東亜局『満洲国及中華民国在留本邦人及外国人人口統計表』第25回 第29回[第25回は外務省亜細亜局](1932年末現在~1936年末現在)より作成。

留の漢口=現在の武漢をはじめ,九江で150人前後,南京,長沙,重慶,成都,宜昌でそれぞれ50~100人在留)により多くの在留人口 従って経済的・戦略的関心もそれだけ高いといえる を抱えており⁷⁾,それに比べると満州への関心は人口数から考えても相対的に低かったといえる。

表3は在満イギリス人がどの地域に在留していたかを表したもの(地域は日本が設置した領事館の管轄に応じて区分されている)であるが、それによると奉天(現在の瀋陽)とハルビンが100人以上、関東州 大連が50人強であって、この三地区で在満イギリス人総人口の70%以上を占める。また細かく見ると、(1)満州の中で最も早く開港(1861年)された営口は地理的条件に恵まれず、またその後(20世紀初頭以降)開放された諸都市にその地位を奪われたため約30人程度しか在留していない、(2)1932年末には210人が在留したハルビンが年々減少する傾向に対し奉天はほぼ一定

立命館法学 2003 年 4 号 (290号)

[表 3] 満州 (含む関東州) 在留イギリス人人口統計表・地域別

	1932	1933	1934	1935	1936
安東	18	7	3		(57)
営 口	33	24	27	30	35 (88)
錦州	2	4	12	7	10 (62)
遼 陽	2				
奉 天	120	139	122	151	139 (1,480)
鉄 嶺	26				
鄭家屯	25	19	30		24 (51)
間島	6	16	18	14	14 (137)
吉林	6	4	10	10	7 (158)
新 京	8	14	17	21	42 (958)
ポクラニーチナヤ					(1,827)
ハルビン	210	184	205	136	133 (42,718)
チチハル	3			5	(2,737)
ハイラル			4	10	(13,304)
満州里		2		2	(2,371)
赤峰		14	5	9	8 (11)
承 徳			5	12	13 (40)
関 東 州	51	51	59	60	51 (1,356)
合 計	510	478	545	466	476 (67,355)

1936年のかっこは,外国人合計人口 [表2]と同じ

やや漸増傾向にあること,また原則として開放地しか居留できないため,当然圧倒的多数が都市に在留する中,(3)朝鮮との国境にあって中国・朝鮮(加えて朝鮮を支配した日本)の係争地であった間島地方(龍井村)に10人程度在留していたことは興味深い事実といえよう。なお,在満イギリス人の多数は宣教師(宗教活動のみならず,教育,医療にもかかわっていた)又は商業活動に従事していた。

次に満州地域におけるイギリスの経済的利権についてであるが,「満州国」年次報告や覚書では,満州におけるイギリスの経済的利権 それほど大きくないと断ってはいるが として,石油,煙草,保険,その他が

列挙されている(34~37年報告)⁸⁾。このうち石油と煙草,特に石油産業については,「満州国」が目指す重要産業の国家統制政策とイギリス・アメリカの唱える「門戸開放」との対立が有名であるが,この問題は 章で触れることにして,ここでは日本の敗戦直後に作成された日本とその勢力圏におけるイギリスの経済的利権に関する外務省覚書(以下「45年覚書」と略記)⁹⁾にも拠りつつ,より概括的な事実紹介に止めておきたい。

貿 易(輸出入)

貿易について、イギリスと「満州国」間の貿易は表4の通りであり、第三国貿易の中ではアメリカ、ドイツに次いでそれなりのシェアを維持していたが、日本と中国(中華民国)が圧倒的地位を占める貿易額全体では微々たる数字に止まっていた(なお1933年イギリス外務省覚書によると1928年は貿易高の8%を占めていたが、32年には2%にまで下落し、33年は「コンマ以下」になったと指摘している)¹⁰⁾。イギリスへの輸入品では、20世紀初頭以降「満州大豆」として国際商品にもなっていた大豆(並びに大豆油)が他を圧倒しているが、これも1934年の100万ポンドから1939年には20万ポンドにまで下落している。この点「45年覚書」では日本並びに「満州国」の行った統制政策やドイツ「満州国」貿易協定(1936年)によるものと見ている。

一方イギリスからの輸出は、機械(1933~39年平均で約12万5千ポンド)羊毛・毛織物関係(同約5万ポンド)、アルコール・煙草(同約3万3千ポンド)、化学製品(同約2万4千ポンド)などであるが、満州の工業化に比例するように年々増加した機械製品(1933年は1万6千ポンドであったのが38年には約21万ポンドにまで膨張している)を除くと、何れも減少傾向にあった。

企業活動

企業活動については,通商関係,金融・保険,製造業に分けて概観すると,まず貿易活動(輸出入品)を扱うイギリス系企業・会社としてはハルビン,奉天,大連を中心に幾つかあり,例えば,主に鉄道製品 イギリ

[表4] 「満州国」・各国間貿易

輸入

(単位:100万円)

左		[第3	国]		労っ居当	日本	中国	総計
年度	イギリス	アメリカ	ドイツ	ソ 連	第3国計			
1932	11	5	74	34	199	236	183	618
1934	16	5	53	8	164	219	65	448
1936	28	16	50	1	188	286	129	603
1938	5	11	50	0	187	415	122	724
1940	1	16			32	471	159	662

輸出

(単位:100万円)

左曲		[第3	国]			笠 2 団 辻	日本	中国	総計
年度	イギリス	アメリカ	ドイツ	ソ	連	第3国計	日本	T 🖺	総計
1932	8	20	6		7	79	197	61	338
1934	9	35	12		4	127	409	58	594
1936	7	24	13		0	109	535	48	692
1938	7	93	50		0	211	993	71	1,274
1940	1	56	52			126	1,551	69	1,746

塚瀬進『満洲国 「民族協和」の実像』(吉川弘文館,1998年)157,161頁を基に作成。

スは満州でごく一部であるが鉄道事業にも関わっていた を扱う大英遠 東有限公司 (British Far Eastern Co., Limited, 大豆・大豆油関係を扱う英 中東方産業有限公司 (Anglo-Chinese Eastern Trading Company),機械製 品を扱う満州有限公司 (Manchurian Co., Limited), 化学製品を扱う英商 ト内門洋有限公司 (Imperial Chemical Industries, Limited) などが「満州 国」による統制と「遭遇」しながら営業活動を行っていた。

金融・保険関係では,香港上海銀行 (Hong Kong and Shanghai Banking Corporation) がイギリス系最有力銀行 (支店:大連,奉天,ハルビン) として日本系金融機関とも競争しつつ外商融資を行っていたが、1934年白 系ロシア人によって全満州で大規模経営をしていたチュウーリン商会 (I. I. Tschurin and Co)の財政支援に乗り出すことで経営をさらに拡張した。 またチャータード銀行 (The Chatered Bank of India, Australia, and China)

銀行は,ハルビン・北満州において中小イギリス商人並びに1930年代には ソ連関係との融資をも行っていた(ただし1941年負債を抱えて撤退)。保 険ではバターフィールド・アンド・スワイア社(太古: Messrs. Butterfield & Swire (Limited))が満州に展開している外資企業・会社の保険業 務を一手に担っていた。

製造業では,英米煙草会社(British-American Tobacco Company)が有名であるが,「満州国」の進める統制・専売政策により困難に陥った事業を維持するため,1936年奉天に Chi Tung Tobacoo Company (Limited),八ルビンに A. Lopato Sons (Limited) を子会社として設立(また関東州では子会社としてもう一つ Keystone Tobacco Company (Limited) を設立)し,それぞれ煙草生産を継続することになる。

その他

他に満州 というより中国全土 におけるイギリスら欧米の利権として「海関」が挙げられる。日本でいえば税関にあたる海関は、(曾ての不平等条約の名残として)関税自主権が中国に回復された後も中国国民政府の下にある国家機関でありながら実際の運営は外国人(特にイギリス、アメリカ)の総税務司が担当し、上級職員も軒並み外国人が占めるという旧来の性格が維持されていた。また海関による収入は外債や賠償金(例えば北清事変 = 義和団の乱の賠償)の担保となっており、この点でも欧米列強の利害と関係していた。この海関は満州においては、大連、ハルビン、安東、営口、龍井村(間島)、琿春、愛琿の計7カ所設置されており、満州地域の海関収入は全中国のそれの1割を占めていた。

しかしながら、「満州国」は安定した税収確保のためにも海関を必要としており、その接収を建国直後から進め実行に移した(1932年)。これに対しイギリス当局は外債償還の維持と統一的な海関行政の保全を第一に考え、例えば大連海関(満州における海関収入の半分を占めていた)の実力接収には反発したものの、全体として「満州国」とその背後にある日本に対し宥和的対応を示し、結局利権の一つであった海関を意外に簡単に放棄

した¹¹⁾。

以上,全体として満州におけるイギリス(資本)は同地で圧倒的に優位に立つ日本 象徴的な統計として,1930年末現在の全中国への各国の投資は日本・イギリスほぼ同額であるのに,満州に限ってみた場合,日本の72.3%に対してイギリスは1.4%に過ぎない¹²⁾ の影に隠れており,太平洋戦争勃発による資産凍結・事業撤退までそれなりの経済活動を進めていたとはいえ,やはり中国の中では利権が少なく関心の低い地であったといわざるを得ない。なお「45年覚書」には,「満州国」期における在満州のイギリス関係の会社・商社として,ハルビン(18社),大連(13社),奉天(7社),新京(2社),安東(1社),それぞれにある会社を列挙している。

(2) 満州駐在イギリス領事¹³⁾

満州において、イギリス領事館は以下の4カ所に設置されていた。即ち、開港直後に設置された営口(1864年:ただし1934年に閉鎖される)、イギリス人の在留人口の多い奉天(1906年)、ハルビン(1910年)、それに関東州・大連(1907年)である(なお奉天イギリス領事館は吉林、安東地域のそれをも代行する形をとっていた)。ちなみにイギリス以外の主な欧米領事館は、大連(アメリカ、ドイツ、ソ連、オランダ、スウェーデン)、奉天(アメリカ、フランス、ソ連、ドイツ、イタリア)、ハルビン(アメリカ、ドイツ、ソ連、フランス、オランダ、ベルギー、ラトヴィア、デンマーク、ポーランド)、営口(アメリカ、オランダ、ノルウエー)にそれぞれ設置されていた。

在満イギリス領事館のうち,奉天は1906年,八ルビンは1926年に総領事館に「昇格」しており,大連は「領事館止まり」ではあったが領事・副領事ら一定数のスタッフを揃えており,また在職期間も(奉天・ハルビンと同様)相対的に長い。この点,同じ日本の「勢力圏」でも朝鮮[ソウル総領事館]や台湾[淡水領事館]に比べると満州の方がイギリスにとって重

要度が高かったことが窺われる。彼らの職務は、当然のことながらまずは 自国民の保護であり、事実満州事変以降はこの仕事に追われることが多く なる(「年次報告書」でも毎年紹介されている)が、同時に駐在地域の情 勢について情報の収集 時には「観光 視察旅行」に出ることもあった を行い、駐日本・中国の大使館(公使館)、それに本国外務省に送っ ていた。

ただ,満州駐在領事と一口にいっても,奉天とハルビン(それに営口) 領事は中国の領事経験者、関東州・大連領事は日本の領事経験者がそれぞ れ歴任するという厳然たる「区分け」が存在し、また人事面における両者 の交流も(大使・公使クラスとは異なり)「満州国」建国以前は殆ど無 かったことは注意しなければならない(なお台湾と朝鮮の領事館は全て日 本領事経験者で占められている)、そして奉天やハルビンからの情報は北 京の公使館へ、一方大連からの情報は東京の大使館にまず送られることが 原則となっており、結果「中国」の年次報告における満州情勢は奉天や八 ルビン総領事館からの情報、一方「日本」の年次報告での満州情勢は大連 領事館が作成した「関東州」年次報告に基づき記述されることとなった。 「満州国」の建国後は「満州国」が日本の傀儡政権としての性格が強かっ たためか、1934年以降日本の事情に通じた日本領事経験者が奉天やハルビ ン総領事館にも配属されるようになる。そして「「満州国」に関する年次 報告書」(1934年開始)は,日本領事経験者が奉天総領事となった上で作 成されたのであった(ただしイギリスは「満州国」を国家承認せず,満州 は中国の領土との立場を堅持したため,奉天やハルビン総領事館からの報 告は,まず在中国公使館に送られるという原則は維持された)。

なお満州,すなわち奉天,大連それにハルビンの主な領事館員は表5の通りであり,また表6は「日本」並びに「中国」年次報告の作成責任者(もちろん実際には東京,ないし北京に駐在する多数のスタッフによる共同作業)である。このうち「満州国」に関する年次報告を作成した奉天総領事のバトラー(P.D. Butler)並びにホワイト(O. White)は,日本研究

立命館法学 2003 年 4 号 (290号)

[表5] 主な満州駐在イギリス領事館員(1920年以降)

大 連(関東州)

E. L. S. Gordon (1919.8 ~ 24.10)	
W. B. Conningham (1920.11 ~ 22.1)	[1922年ソウル副領事]
V. L. Fowke (1924.8~25.4)	1924年報告
O. White (1925.4~27.12)	1925, 26年報告,[ソウル総領事(1927~31)]
M. E. Dening (1927 ~ 28.11)	1927年報告
W. B. Conningham (1927.11 ~ 30.6)	1928,29年報告
M. E. Dening (1930.11~33?)	1930,31,33年報告
R. McP. Austin (1932.5 ~ 36.7)	1932年報告
L. H. Fould (1936.7~41.12)	

奉天

F. E. Wilkinson (1919.5 ~ 28.3) H. Porter (1924.2 ~ 25.2)	
B. G. Tours (1928.3~30.2) A. E. Eastes (1930.2~32.12) A. G. Major (1932.12~34.3)	[元八ルビン総領事]
P. D. Butler (1934.3 ~ 38.4) O. C. Morland (1935.5 ~ 37.10) O. White (1938.6 ~ 39.10) D. W. Kermode (1939.10 ~ 41.1) C. E. Whitamore (1941.4 ~ 41.12)	1934~37年満州国報告[元・淡水領事] 1936年報告 1938年報告[元・大連領事,ソウル総領事] 1939年報告[元・ソウル臨時総領事]

* P.D. Butler 以降,「日本領事 (Japan Service)」 = 日本の領事経験者 ハルビン

H. E. Sly (1912.1 ~ 22)	
H. Porter (1918.9~27.4)	
H. Phillips (1923.7~25.12)	
P. G. Jones (1927.5~29.4)	
A. E. Eastes (1929.11 ~ 30.2)	[奉天総領事へ]
A. G. Major (1931.2 ~ 10)	[奉天総領事へ]
C. F. Garstin (1931.10~36.1)	
E. G. Jamieson (1935.3 ~)	
M. E. Denning (1934.3 ~ 38.11)	[元・大連副領事]
H. A. Graves (1938.6~39.1)	
W. J. Davies (1938.11~41.1)	
A. Archer (1941.1~12)	

* M.E. Denning 以降,「日本領事(Japan Service)」=日本の領事経験者
Lo Hui-Min and Helen Bryant, British diplomatic and Consular Establishment in China:
1793-1949 II Consular Establishment 1843-1949, SMC Publishing Inc., Taiwan, 1988 並びに年

次報告書を基に作成。

イギリスからみた日本の満州支配(1)(梶居)

「中国」(19	19~33年)	「日本」(1919~37年)		
J. N. Jordan	1919年	B. Alston	1919年	
B. Alston	1920,21年	C. Eliot	1920~24年	
R. H. Clive	1922年			
R. Macleay	1923,25年	J. Tllley	1925 ,26 ,28 ,29年	
M. Palairet	1924年	C. Dormor	1927年	
M. Lampson	1926~30年	T. N. Snow	1930年	
A. Holman	1931年	F. O. Lindley	1931~33年	
E. M, B. Ingram	1932,33年	R. H. Clive	1934~36年	
[1934年以降,満	州は報告対象外]	R. L. Craigie	1937年	
		[1938年以降,	満州は報告対象外]	

[表6] 「中国」「日本」年次報告・作成責任者

の学者としても著名な外交官サンソム (Sir G. B. Sansom) とほぼ同期であったこと,また大連の副領事にもかかわらず,1927年以降たびたび「関東州」の年次報告を作成したデニング (M. E. Denning) は戦後 (日本の独立回復後) 初代駐日大使となったことを付言しておく。

「特殊権益」・「奉天政権」との関係 1920年代の報告

1905年関東州を獲得することで南満州に進出した日本は,関東州と南満州鉄道株式会社(満鉄)それに関東州と満鉄付属地の防備のために置かれた関東軍を三つの柱とし,治外法権と満鉄付属地で構成される「特殊権益」を保持し,第3次日露協約(1912年)や「対華21か条の要求」(1915年)を通じさらに強固な勢力を満州に構築しようとしていた(関東州・満鉄付属地の直接的・領土的支配を除けば所謂「非公式帝国」の一例である)。しかし「欧米各国の中国における利権獲得による侵略は,大体において第1次大戦中の日本の21カ条要求をもって終わりを告げ,大戦後はいよいよ中国の国権回収時代に入ったということができる」¹⁴⁾と植田捷雄氏が指摘するように,1920年代に入ると日本の「特殊権益」は中国ナショナリズムの挑戦を受けることになる。またそれまで先に触れた歴史的事情ゆ

え中国関内 = 本土との関係がやや希薄であった満州自体もこの時期関内との一体化を推進する力が強まるようになり¹⁵⁾ , その点でも日本の「特殊権益」は揺らぎ始めた。そして結論を先回りしていえば , この苦境を打開するため関東軍は満州事変という「荒療治」に打ってでたのであった。

さて,満州事変勃発以前の「特殊権益」及び日本と満州の関係について イギリス外交官はどうみていたかが本章の課題であるが,まず1919年に作 成が再開された「中国」と「日本」,1920年代に作成が開始された「関東 州」「朝鮮」の各年次報告書において「満州問題」はどの程度取り上げら れていたかを概観することから始める。

「中国」年次報告書(北平=北京公使館作成)

本来満州は「中国に関する年次報告書」の担当地域であるが,「中国」報告書において「満州(Manchuria)」が単独の大項目として「登場」するのは1926年からであり,それまでは「日本との外交関係」並びに「ロシア(ちなみに報告では1934年までソ連をロシアと記している)との外交関係」に関する記事の中で扱われていた。ここで注目すべきは,北満州に敷設されたロシア・ソ連利権である中東鉄道(東支鉄道ともいう:Chinese Eastern Railway)問題に対し高い関心を示していることであり,年次報告では1920年から22年は「中東鉄道」という単独の大項目,1923年から25年並びに1929年から32年は「ロシアとの関係」に関する記事での中項目,そして1926年から28年は「両がよいでの関係」に関する記事での中項目、そして1926年から28年は「満州」に関する記事での中項目でこの問題を取りあげている。こうしたなか,日本の満州政策並びに日本と満州との関係については,前述の「日本との関係」並びに「満州」の項目で取りあげられている。ただし前者は主に政府間の外交関係が中心であり,「満州支配・経営の実態に迫る」といった報告はほとんどない。また特殊な問題として間島に関する問題(後述)もしばしば報告している。

「日本」年次報告書(東京大使館作成)

日本の年次報告書では、中国領満州を独立した項目として取り上げることはなく、「中国との関係」並びに「属領(Dependencies)」の中の「関

東州(Leased Territory of Kwantung の他に Leased Territory of the Liaoyung Peninsula, Kwantung, Dairen とも表記された)」の中で満州問題も取り上げている。ただし「中国」年次報告の場合と同様,「中国との関係」は日中間の外交関係・交渉(例えば山東問題,不平等条約改定問題),或いは中国国内における軍閥抗争(civil war)への対応に関する報告が中心であり,それゆえ満州関連については日本と張作霖・学良親子を中心とした「奉天政権(Mukden Government)」との関係の推移に関する記事が多く,結果として「特殊権益」問題を中心にすえた記事はごくわずかといわざるを得ない。

一方,「関東州」に関する記事は,後述する「関東州」の年次報告に基づいて(というか,その概要を簡略に)まとめたものである。従って(後述の事情により)1925年以降は日本側の満州全域での活動も簡単ながら紹介されるようになる。

「関東州」年次報告書(大連領事館作成)

関東州に関する年次報告は、朝鮮や台湾と同様に1920年から作成が開始されたが、当初は「文字通り」関東州で起こった出来事を報告するだけであった。強いて例外をあげれば、満鉄 満鉄については人事異動と経営活動の簡単な紹介が中心である に関する記事の中に関東州以外のことも少し記されている。

ところが、1925年の年次報告から関東州・満鉄付属地を越え広く満州全般における日本の動向をも報告するようになった(この報告をまとめたホワイト領事は、関東州租借地内では特に世間の関心を引く出来事はないが、租借地の外側の出来事は租借地とも、また日本やその他の外国とも関連するものが多いと指摘している)¹⁶⁾。さらに1927年からは、 . 関東州租借地 , . 満州における日本の活動(満州をめぐる日中・日ソ関係、間島問題も含む)、 . 通商・貿易の3部構成となり、日本の満州政策は で紹介されることとなる。

「朝鮮」年次報告書(ソウル総領事館作成)

朝鮮に関する年次報告は,当然日本の朝鮮支配を報告するものであって,満州問題を取り上げることは原則としてありえない。ただ中国(満州)と朝鮮の国境にあって,抗日運動を続ける朝鮮人と日本当局(朝鮮総督府ほか)の衝突や「大日本帝国臣民」である移民朝鮮人と中国人との間の主に土地争いを巡る衝突,加えて「馬賊」の襲撃などが頻発する紛争地帯である間島情勢 従って日本にとって朝鮮支配の問題であると同時に満州問題でもあった については毎年のように取りあげている。

さて,以上の各年次報告の中での満州問題への大まかな関心のもちようを踏まえた上で,20年代日本の満州政策及び日本と満州の関係に関するイギリスの見解について,ワシントン会議の終結(1922年),並びに張学良による「易幟」,即ち「奉天政権」の中国国民政府への合流(1928年)を時期区分の目安としつつ整理してみることにする。

(1) ワシントン会議まで(1919~1922年)

各年次報告書

1919年勃発の五四運動から所謂「ワシントン体制」成立までの時期は、日中間において第1次大戦中に生じた摩擦 例えば「21か条の要求」

をどのようにして折り合いをつけるかが課題であったといってよい。その点,イギリス年次報告でも「極東問題は中国における日本の地位の問題と定義することができるだろう」¹⁷⁾ [1919年「中国」報告]と指摘しており,「中国」「日本」各報告共に,日中関係,というか中国における日本の動向に関して多くの頁を割いている。しかし,この時期の年次報告では日本の満州権益に関する問題はほとんど表面にはでてこない。すなわち,1919年「中国」報告において,日本は多年の努力によって南満州全域に強い影響力を確立するのに成功し(南満州において)中国は外見上は主権を維持しているが実権は日本側が握っているとの見解が示され¹⁸⁾,また「日

本」報告において、いわゆる「新四国借款団交渉」の中で日本政府が南満州及び東蒙古地域を借款団の範囲から除外してほしいとの要望がたびたび出されたこと[1919,20年報告]¹⁹⁾やワシントン会議に際し、日本の中国進出は会議の課題にはなるが、「満州問題」というデリケートな問題にはあまり触れないとしたこと[1921年報告]²⁰⁾、並びに張作霖との関係なお張作霖については、日本の強力な支援を受け満州を支配している軍閥だが、完全に日本の言いなりになっている訳でないと評しているについての報告[「中国」「日本」共に1919、22年報告]²¹⁾が目につく程度である。「日本」「中国」報告共に、この時期の日中関係の懸案といえば、もっぱら山東還付問題、すなわち第1次大戦前までドイツ保有の利権であり(大戦で日本が「占領」していた)山東・青島の帰属を巡る問題であり、1922年ワシントン会議を経た交渉の結果、山東は中国政府に還付され山東駐留日本軍も撤退するまでの過程を詳細に紹介しているのであった(その結果、「21カ条要求」や「五四運動」での問題はほとんど全て山東問題であるとの印象を与えている)。

それ以外に多少なりとも日本と満州に関連した出来事として,以下の二点,すなわち (1) (報告ではしばしば「ロシアとの関係」の項目に載っている)中東鉄道の管理問題,並びに (2)「間島出兵」で発生した日本軍による「残虐行為」問題が年次報告で取りあげられている。

(1)は、周知のようにロシア革命に干渉すべく開始されたシベリア出兵に伴い中東鉄道並びにシベリア鉄道の共同管理が連合国でなされ、日本は中東鉄道のハルビン・長春間並びに黒竜江沿いのシベリア鉄道の管理を分担したが、1919年11月コルチャック反革命政権が崩壊するとイギリスを始め連合国の多くが手を引き(アメリカも1920年撤兵)、結局日本も1922年10月までに撤退完了することで中東鉄道共同管理も消滅するに至る。報告では、以上の経過に加え中東鉄道沿線に「進駐」した日本の動向を警戒も交え簡単に紹介しているが、全体に中東鉄道の利権をロシア帝国から継承する形で保持していたソ連、並びに利権の回収を目指す中国政府(= 北京政

権)の動向に力点が置かれている。そして日本はシベリアに軍事的野心が有るのではと警戒される一方,ソ連・「ボルシェビズム」の浸透防止のため必要な存在とも位置付けられている[「中国」「日本」19~22年報告]²²⁾(なお,北満州や中東鉄道におけるソ連の動向を重視する傾向は,その後も特にハルビン総領事館からの報告を通じ,「中国」年次報告において続くこととなる)。

(2)は,1919年に勃発した朝鮮における三一独立運動の「余波」として,翌年中朝国境の間島に日本軍が侵攻した問題であり,多数の間島在住住民(大半が朝鮮人)が日本軍に虐殺されたという事実が間島或いは朝鮮咸鏡北道在住の宣教師 両地域ともイギリスのキリスト教徒が活動 からソウル又は奉天の総領事館にもたらされ,「中国」「朝鮮」「日本」各年次報告で紹介されている[1920~21年報告]²³⁾。

この問題に対しイギリス政府は(三一運動の場合と同様)²⁴⁾人道上の問 *顕としてとらえ,日本の「手法」を厳しく批判している。例えばイギリス* 外務省のアシュトン = ガトキン (F. Ashton-Gwatkin) は「朝鮮やその他 の地での日本の残虐行為に関する覚書」²⁵⁾をまとめ、朝鮮を中心に、間島、 山東半島、シベリア、台湾・南洋での「事例」を紹介している。覚書によ ると,間島を除く満州地域については日本の支配による残虐行為は聞いて いないとしつつも、関東州・満鉄付属地における日本当局による外国人へ の「事件(不当逮捕・暴行等)」, 例えば1918年発生のクロフォード事件 (Miss Craford Case)を紹介している。また満州在留日本人の多くは売春 か麻薬業に従事していること、現地の中国人は日本に対して嫌悪感を抱い ているとも指摘している。そして日本は多くの目覚ましい資質を備えてい るが、一方で未だに「16世紀」のままの部分も残している。西洋諸国の 「基準」を性急に要求するのは日本にとって酷であるが,現状を是認する ことはできない。現在イギリスは日本と同盟を結んでいるが,日本の中国 やシベリアへの更なる侵略を支援する結果にならないだろうかと懸念しつ つまとめている。このガトキン覚書は、この時期の報告では数少ない日本

の満州での具体的活動に対する批判であるが,あくまでも「手法」の程度 に対する批判であった。

ワシントン会議のための覚書

次にワシントン会議に際し、イギリス外務省が準備した覚書(1921年10月)より、日本の満州進出・権益に関する見解をみることにする。

まず前に登場したガトキンが満州も含めた覚書を2つ(「日本の現状に 関する覚書」「日本の遠隔地の領土,植民地に関する覚書」)²⁶⁾を作成して いる。内容は満鉄が日本政府の一機関のごとく関東州並びに南満州の炭鉱. 丁場、港湾、病院を経営しているといった一般的な事実紹介が中心である が、一点、日本の侵略的、軍事的な政策について批判するのはもっともで あるが、日本は現在急激な人口増加に直面しており、そのはけ口を中国の 満州 人口過密な中国の中では植民に適した地としている に求める のも無理もないとして、日本の満州進出には一定の理解を示している。一 方,ウェルズリー(V. Welleslev)は「日本の"勢力圏"(Sphere of Interest)に関する覚書(27)において、一般に対外的な経済進出には、余剰 人口のはけ口、(相手地域における)原材料統制と生産事業の発展、商品 を売るための市場の三点を必要とするが、日本の場合、人口問題はさほど 深刻でなく、既に大陸に販路を有する等必ずしも現在経済進出する必要性 がある訳でなく,また既に「勢力圏」と化した地域(満州・山東・福建) については多くの問題もある 満州は(ガトキンと同様)植民に適して いるが、既に完全に日本の統制下にあり外国企業は排除されがち ている。ただしこの状態を直ちに変えるとまでは求めていない。

他に,鉄道利権獲得が日本の勢力圏設定の基礎となるとした「日本と門戸開放に関する覚書」等の覚書がある²⁸⁾が,これらの覚書を含め共通していえることは,日本による満州権益独占は「門戸開放」と合致しておらずイギリスにとって不満も多いが「諸事情」ゆえにある程度は是認せざるを得ないとしている点である。この「諸事情」には日本が苦労して満州に進出したという歴史的経緯の尊重の他,中国を統一国家としての体を成し

ていない状態(別の覚書でウェルズリーは中国には「中央政府の分解と国家的な破産」の前兆が見られると指摘している)²⁹⁾と見なし、ソ連との「勢力均衡」の観点からも満州における日本の存在を必要としていたことあげられる。ただ、いずれの覚書でも日本の満州権益のより具体的な事例(どのような経営・支配を行ったかといった「支配の手法」)についての報告はほとんどないが、これもこの時期のイギリス報告の特徴といえよう。

(2) 「易幟」=「北伐」完成まで(1922~1928年)

ワシントン会議の結果,東アジアに成立した「ワシントン体制」は日本とイギリス,アメリカとの協調体制を構築したといえるが,他方中国については,対中国「特殊利益」の否定や山東還付といった成果はあるものの,結局従属的な地位のままであった³⁰⁾。それゆえ中国の動向がこの体制を撹乱する要因の一つとなり,以降「五三〇運動」(1925年)や「北伐」(1926~28年)の嵐にワシントン体制は直面することとなる。

ところで、周知のように辛亥革命(1911年)により成立した中華民国では、革命以降各地に出現した軍閥による抗争が激化していた。一応中央政府は北京にあったが、その政府はその時北京を掌握した軍閥政権に過ぎず、ゆえに「中国に統一国家は存在しない」という日本・西欧列強の見解の論拠ともなっていた。中国国民党による「北伐」は、この状態を解消する試みであり、満州の張学良の合流=「易幟」によって一応の完成をみた。

さて、この時期のイギリス報告でも日中関係自体は重要問題であり、毎年多くの頁を割いているが、満州関係についてはこの後で触れる1925年以降の「関東州」報告書並びに1926年以降の「中国」報告書以前の報告ではワシントン会議以前と同様の簡単な事実紹介が中心である。例えば1923年の「旅大回収運動(1898年ロシアが遼東半島を租借地とした際、期限を25年間つまり1923年迄としたことを根拠に関東州の回収を要求した運動)」については「反日ボイコット運動の一つ」としての事実紹介[「中国」「日本」23年報告]³¹⁾のみであり、また張作霖の動向も専ら中国関内で展開さ

れた軍閥抗争の状況や張への日本の支援についての記事ばかりである。概してこの時期(20年代前半)の満州は平穏な状況と見なしていたようである。ただし、1924年の中東鉄道問題の進展、すなわち行政権は中国に渡ったものの鉄道経営権は依然としてソ連が掌握するという形での共同経営になった件も含めての中ソ協定についてはやや詳細に報告[「中国」24年報告]³²⁾し、また年次報告全体の中ではほんの一部分ではあるが、各国との外交折衝の中で日本側が満州権益維持を繰り返し主張するようになった[「日本」24年報告]³³⁾とか、在満日本人の間で満州問題について強硬意見が出されるようになった[「中国」25年報告]³⁴⁾との指摘が出てきた点は、その後の歩みを考えた際注目してもよいだろう。

次に「満州における日本の活動」及び「満州(の動向)」を大項目として取り上げるようになった「関東州」(1925年以降)並びに「中国」(1926年以降)報告書をみてみることにする(もちろん他の報告書も必要があれば随時紹介する)。

まず1925,26年「関東州」報告(ホワイト領事)から検討すると、(満鉄についての簡単な紹介のあと)日本が支配している関東州・満鉄付属地、並びに張作霖が支配する満州地域について(1925年部下の郭松齢による反乱があったものの)何れもここ数年来極めて平穏であり「平穏無事な安息所」による安定と経済的繁栄は内戦など酷い混乱の続く他の中国諸地域とは大いに趣を異にしていると日本と張の支配を高く評価している。また、日本当局と張率いる「奉天政権」との関係も良好(ただ「奉天政権」と中東鉄道との複雑な関係ゆえ、北満州のソ連に対抗して日本と「奉天政権」ら中国側が連携するとまでは話は進んでいないとする)であり、郭の反乱鎮圧に日本側が協力したこともあって満鉄の政治的影響力も増大したとする。さらに、「素晴らしいエイジェント」である満鉄が中心となって行う様々な投資事業についても好意的な紹介をしている35)(なお、以上のような関東州における平穏な状況、並びに主として日本側、満鉄による経済建設・インフラ整備については、以降の報告でも積極的な評価を下してい

る)

しかし、現在(1926年)良好である日本当局と張作霖「奉天政権」との 関係が今後も続くかどうかは解らないとし,その理由として,以下の3点, すなわち(1)通貨問題(張が頻繁に中国関内への軍事行動を行うことによ る軍事費増大をきっかけとした奉天の通貨 = 奉天票の暴落とそれに伴う諸 混乱),(2) 鉄道問題(「奉天政権」,満鉄双方が進める鉄道敷設を巡っての 利害対立),(3) 土地所有 = 土地商租権問題(「21カ条要求」の中の条約 = 「南満州及東部内蒙古に関する条約」で得たとされる土地商租権を根拠に 南満州に進出或いは移住してきた日本人・朝鮮人と現地中国人間の土地争 いであり、条約の有効性が争点となった)が日本と「奉天政権」との間に **亀裂を生む契機になると指摘し、これらの問題は全て抜本的な解決は困難** であろうとみている³⁶⁾。また翌1927年報告(デニング領事)ではさらに細 かく日本側の不満(i協定違反の鉄道建設,ij日本人,朝鮮人の立ち退き を含めた土地商租権問題、iii不法な課税、iv軍事作戦とその後の輸入業に 悪影響を与えた奉天票暴落),並びに中国側の不満(i大連や安東におい て付加税「Washington surtaxes」の課税を日本側が拒否,ii 鉄道沿線の 都市「おそらく満鉄付属地の諸都市」での日本側の課税逃れに対する中国 系企業の反発, iii武器, アヘン, 塩の密輸入統制の失敗) を列挙したうえ で、中国は日露戦争の頃と違い現在は無視できぬ力を持ちつつあるから中 国側の協力を得ずに日本は満州で諸々の事を成し遂げることはできないと 評する³⁷⁾。ホワイトやデニングのあげたこれらの対立は,結局解消される ことなく以後の報告(「朝鮮」年次報告も含め)で具体的事件が紹介され るようになるが³⁸⁾,これらの問題の大半は日本側がこれまで「特殊権益」 としてきた特権(事実上「日本領」といえる満鉄付属地,税制面の優遇, 土地商租権など)に、親日的とされた「奉天政権」も批判的となり、場合 によっては「特権」剥奪=「国権回収」まで進む可能性がでたことを意味 していた。ただし、イギリス領事の報告は対立の所在・指摘が中心であっ て、日本の満州権益をどう評価するかについては、日中双方の主張ともに

もっともな所があるとはいうものの明確な判断は行っていない。

一方「中国」報告書でも、1927年報告(ランプソン公使)以降,様々な 理由により日本と「奉天政権」との間に対立が生じているとみる(なお26 年報告は中東鉄道をはじめとする鉄道問題や「奉天政権」による「ボル シェビズム」の摘発が報告の大半を占めており³⁹⁾, また27年報告でもまず 中国・ロシア・日本の主に鉄道をめぐる三者間闘争 the triangular struggle を報告している)400。同年報告の「様々な理由」については、先のデニン グの指摘と多くは重複するが,それ以外に在満日本人は,自分たちの特権 (例えば十地商和権)を考慮しようとせず, 度重なる軍事行動によって満 州の産業発展を遅らせた と彼らは考える として「奉天政権」に不 満をもっており、また(1)満州における既得権益を前任者より強く擁護し (2) 鉄道建設を通じてのソ連の影響下にある北満州への進出 (3) 満州,朝 鮮、関東州それぞれの統治機構の抜本的見直しを政策にすえた田中内閣成 立も「奉天政権」との対立に影響を与えたとする(なお同年「日本」報告 書では、田中の政策をに沿った主張をしているとされた奉天総領事の吉田 茂の覚書が紹介されている)41)。一方中国人も「ソビエトの意を受けたナ ショナリスト (the Soviet-inspired Nationalist)」から吹き込まれた「本能 的な反外国人感情」により反日的になったとする 42 。

さて,翌1928年報告は,前年からの日本と「奉天政権」の対立に加え,中国国民党(国民政府を形成)による「北伐」の進展(華北進撃)とそれを妨害するための日本の介入(山東出兵),それに関東軍の謀略による張作霖爆殺並びに彼の跡を継いだ張学良の中国国民政府への合流(「易幟」)による「北伐」完成といった重大な出来事が起こったため,各年次報告とも細かく広範囲に各地の出来事・動向を紹介している。以下満州関連に絞って整理したい。

まず「北伐」が満州に影響を与え始めたことを最初に言及したのは前年の「関東州」報告(中国各地から関東州に移って来た中国人の活動)であるが,翌年になるとさらに国民党シンパや共産主義者の活動が目立つよう

になった⁴³⁾。一方日本政府は5月「内戦が満州に波及するのを防ぐため必要な措置を取る」と警告(「中国」「日本」報告で警告内容が紹介されている)⁴⁴⁾ し,国民政府軍と衝突した(済南事件)が,これを契機に関東州在住の中国人の活動は反日色が強くなったとする(「関東州」報告⁴⁵⁾,なお同年「中国」報告も同様の認識である)⁴⁶⁾。

6月、当時北京を掌握していたものの国民政府軍に押されていた張作霖 は日本の勧告に従う形で奉天に撤退するがその途中爆殺された。この事件 について「関東州」報告(カニンガム領事)は,鉄道建設問題や度重なる 遠征で日本の利害はもちろん内外に摩擦を起こしたとして、張を信頼しな。 くなっていた日本側の何者かの陰謀ではないかと推測するのに対し、「日 本」(ティリー大使)、「中国」(ランプソン公使)報告では国民党やソビエ トの手先、あるいは「奉天政権」内不満分子による陰謀の可能性もあると みている)47。しかしいずれの報告でも、関東州や満州在住の中国人は張 を爆殺したのは日本とする意見が多く、これを機に満州における日本の立 場はさらに苦しくなり、「奉天政権」を父から引き継いだ張学良による国 民政府への合流 (12月)を止めることは出来なくなったとしている⁴⁸⁾。た だ「中国」報告書では,張学良が国民政府に合流したとしても,中央政府 の主権はへんぴな地方(=満州)に及ぶとは考えにくいこともあって日本 人は特に反対行動をとらずに「易幟」を迎えたとし、結局中国の現況はな お混沌として当てにならず(満州での)現在の体制に変化はないだろうと みている⁴⁹⁾。

「関東州」報告はこの年の出来事を振り返って,本来は山本満鉄総裁(なおカニンガムは山本を高く評価している)の積極的な活動によりこの年の日本の満州経営 というより経済事業 は比較的順調に推移し,その点で日本の地位もむしろ良かったのだが,一連の干渉や中国人に「危害を加えた」ことによってご破算になった。「奉天政権」が南京 = 国民政府と結び付いたため,満州における日本の将来はさらに困難なものになるだろうとまとめている⁵⁰⁾。

(3) 「易幟」以降(1929~1931年)

張学良による「易幟」以降,満州事変直前までの時期は日本と中国(「奉 天政権」並びに中央の国民政府)の関係がさらに,そして決定的に悪く なったことは容易に推測できるが,これ以外にも興味を引く報告を年次報 告で行っている。以下「関東州」「中国」の順に報告を検討する。

まず「関東州」29,30年報告(カニンガム,デニング)では,満鉄をは じめ在満日本当局は国土開発や農地開拓といった経済事業で中国側(商工 業者)の協力を得る事を期待したが,いずれもうまく行かず,また以前に 指摘した懸案事項である鉄道建設や土地商和権を巡る折衝も進展がなかっ たとする(ただし満鉄の行おうとする事業についてはこれまでと同様経済 発展につながるとして肯定的である)。そして、その理由として財政上の 問題もさることながら、やはり日本に対する反発、不信感が大きくなった 事を強調し、教育現場での反日感情の高まり、また満州在住の一般中国人 においては南京 = 国民政府との結合によって日本に対抗する強い勢力を得 ようとする意見も強くなり、事実両者の提携の動きも広まった。その結果、 中国 = 「奉天政権」側は日本はもはや満州の「独占者(Monopolist)」で はないとの認識の下、満鉄に対抗する鉄道建設の促進や大連=満鉄に対抗 しての独自の貿易港・胡蘆 (Hulutao) の着工を通じて日本の持つ満州権 益を奪取しようとするに至った。一方,在満日本人の間では による状況悪化も重なったために ,これまで維持してきた権益を死守 すべしとする強硬意見が続出し,現地新聞(『満州日報』)や満蒙文化協会 は排外的な強硬論一色となったとし、また30年報告では「満州における日 本の軍事力」と題する関東軍の現状が紹介されている⁵¹⁾。

一方「中国」報告書では、日本は依然としてソ連の攻撃から南満州鉄道(と付属地)を防衛するための安全保障の要求をし、また産業発展のための原材料・資源の供給地、商品を売る市場、投資の対象として満州を重要視しているが、昨今の日本を取り巻く厳しい環境ゆえにその地を植民地化(colonisation)することはもはや不可能であり、日本側もおそらくそのこ

とに気づいているはずとし、日本が満州では強硬な政策を取らないうちは日本と中国との間に摩擦は生じないとしている。ただ、満州一般の状況については、1929年に起こった世界恐慌の影響により、満鉄をはじめとする在満主要産業 無論、中国系企業や中東鉄道も等しく は大打撃を受け、また満州全土に「山賊行為=匪賊(Banditry)」が「跳梁跋扈」するようになり、社会不安が広がっていったと指摘している520。

また「中国」報告は、満州をめぐる中国やソ連の動向について興味深い 報告をしている。すなわち,まず張学良については「近代的な諸改革に鋭 い関心を示す人物」で満州において着々と勢力を固めつつあると概ね好意 的であるが,彼の採った南京国民政府への参加には父親時代の幕僚から多 くの不平の声が上がっており、またそもそも「易幟」はさまざまな統合の 動きも見られるものの全体的に形だけのものに止まっている。少なくとも 満州・「奉天政権」は依然として中央政府からは分離して存在し、直に近 代的な統一国家としての中国はまだ出来ていないと指摘している⁵³⁾。また, 1929年に発生の中東鉄道をめぐる中ソ紛争(中国は「奉天政権」)並びに 紛争の影響について,1929年「中国」報告(ランプソン)は中ソ紛争を大 きく取り上げ,事実経過を詳細に報告しているが,その評価として,中東 鉄道という外国利権を「反帝国主義」的に回収しようとした中国より、む しろ「帝国主義的」利権を擁護したソ連に好意的であるが, ソ連はやはり 社会主義政権であるとして(警戒して)いる⁵⁴⁾。この点,30年の「関東 州」報告書では中ソ紛争への日本の対応について、恐らくソ連の方にシン パシーを持っているが、北満州のようにソ連の共産主義思想が日本本国や 朝鮮に広がることにも警戒しているとまとめているが⁵⁵⁾.似たような考え をイギリスは抱いていたわけである(なお時期は少々逆上るが28年「関東 州」報告では,満州におけるソ連の脅威から守る存在として日本を評価し ている)⁵⁶⁾。

以上のように,「易幟」以降の年次報告では,日本と中国,特に「奉天 政権」との摩擦・対立の激化を強調する「関東州」報告に対し,「中国」 報告書は中国側(国民政府と「奉天政権」)の内情やソ連との関係に力点が置かれており、明らかに両者の間には視点の相違が見られる。ただし満州における日本の特殊権益はもはや以前のように維持することが困難になったと見なす点ではどの報告も一致している。

これまでの紹介を通じ明らかなように、20年代満州に関するイギリス報 告は,ワシントン会議の際の覚書にみられるように,当初は「勢力均衡」 の観点のみ 結論は日本の満州における特殊権益を是認 たがしていたが、1920年代半ばになって「満州の実態」にも着目した報告 が見られるようになる。そして、1日本の活動・投資による満州の経済発 展への評価は時期を問わず高いものの, ii 1920年代後半になって日本の満 州における「特殊権益」に対する中国側の不満が高まり、iii1928年の諸事 件を機に日本は苦しい立場に陥ったといった状況認識に大きな違いはない が、全体に中東鉄道に代表される鉄道問題やソ連との関係、さらに満州と 中国の関係に力点を置き広く国際状況を把握しようとする(いいかえれば 「勢力均衡」の観点がより強い)傾向をもつ「中国」年次報告に対し. もっぱら日本と現地中国 = 「奉天政権」などとの関係に力点を置き、日本 の満州における特権なり活動を把握しようとする(ただし日本の動向への 評価にはあまり踏み込まない)「関東州」(並びに「日本」)年次報告と いった、視点の相違がみられる。ただ、1920年代を通じ「勢力均衡」の観 点からの報告が多数を占めていたことは明らかであるといえよう。

さて以上みてきた外交(年次)報告からも,満州をめぐる日本と中国の対立は深刻さを増していたことは明らかであるが,1931年に入ると数年前から続いていた中国に対する治外法権撤廃の交渉 なお,日本側は満州を特別扱いすることを主張していた⁵⁷⁾ は進展を見せず,また土地商租権をめぐる対立を背景とした万宝山事件(7月)や中村大尉事件(8月)といった日中間の衝突が次々に発生し事態はさらに悪化の一途をたどった。柳条湖事件はすぐそこまでに迫っていたのである。

- 1) もともと「満州」は国名・民族名であって地域名ではなく、いわゆる「満州」地域を中 国では東三省,ないし東北と呼んでいる。しかし,本稿ではあえて日本側には馴染みある 言葉である「満州」を用いることにする。
- 2) 本文でも記した通り,この問題についての先行研究は非常に膨大な量であって,ここで列挙することは到底不可能である。ここでは代表的な研究のみあげておく。臼井勝美『満州事変』(中公新書,1974年), C・ソーン[市川洋一訳]『満州事変とは何であったか』全二巻(草思社,1994年),細谷千博,イアン・ニッシュ他編『日英交流史』全五巻(東京大学出版会,2000~2001年),小林啓治「満州事変とイギリスの東アジア政策」『国際秩序の形成と近代日本』(吉川弘文館,2002年),Ann Trotter, British Policy in East Asia (Cambridge, 1975), Ian Nish, Japan's struggule with Internationalism (London, 1993) など。
- 3) 拙稿「英米からみた日本の朝鮮支配 戦間期領事報告を中心に(1)(2・完)」(『立命館法学』第265・267号,1999~2000年),同「英米からみた日本の台湾支配 戦間期領事報告を中心に 」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第80号,2002年)。なお、本稿はアメリカを外してイギリス外交報告に限定したが、満州は朝鮮・台湾以上に参照すべき史料が多くアメリカも含めて考察することは筆者の現在の力量を越える作業となると判断したためである。アメリカ(をはじめその他の国々)については今後の課題としたい。
- 4) 2)と同様,「満州国」を中心とする日本の満州支配に関する研究も膨大であり,ここでも代表的な著作のみあげておく(「満州国」建国以降に限定)。すなわち,満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』(お茶の水書房,1972年),岡部牧夫『満州国』(三省堂,1978年),浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』(時潮社,1986年),山室信一『キメラ』(中公新書,1993年),山本有造編『「満洲国」の研究』(緑陰書房,1993年),塚瀬進『満洲国』(吉川弘文館,1998年),L・ヤング[加藤陽子,川島真ほか訳]『総動員帝国』(岩波書店,2001年) P. Duus, R. H. Myers, and M. R. Peattie (eds.)、The Japanese Informal Empire in China, 1895-1937 (Princeton, 1989) など。また、「見果てぬ夢(星野直樹)」の立場から「満州国」を評価する著作も膨大にあるがここでは省略する。その点も含め『近代日中関係史研究入門』(研文出版,1992年)の第6章「満州国」も参照。
- 5) 使用史料について,今回使用する中国,日本などの「年次報告書」は,英国国立公文書館に所蔵されている外務省文書(F.O.)の中に収録されているがこれらのほとんど全てについてジャーマン(R.L. Jarman)氏が編集し復刻した資料集 R.L. Jarman (ed.). *Japan: Political and Economic Reports 1906-1960* (Archive Editions, 1994),並びに R.L. Jarman (ed.), *China: Political Reports 1911-1960* (Archive Editions, 2000)がある。このうちの(1)第1巻(1906-22),(2)第2巻(1923-31),(3)第3巻(1932-37)が「日本」,(4)第11巻(1906-23),(5)第12巻(1924-39)が「朝鮮」,(6)第13巻(1906-33)が「関東州」,(7)第14巻(1932-35),(8)第15巻(1935-37),(9)第16巻(1937-41)が「満州国」,の(10)第1巻(1906-21),(11)第2巻(1922-23),(12)第3巻(1924-27),(13)第4巻(1928-32),(14)第5巻(1933-36)が「中国」に関する年次報告書を収録している。

以下,引用の際,(1) Japan Report 1906-22,(2) Japan Report 1923-31,(2) Japan Report 1932-37,(4) Korea Report 1906-23,(5) Korea Report 1924-39,(6) Kwantung Report 1906-33,(7) Manchukuo Report 1932-35,(8) Manchukuo Report 1935-37,(9) Manchukuo

イギリスからみた日本の満州支配(1)(梶居)

Report 1937-41, (10) China Report 1911-21, (11) China Report 1922-23, (12) China Report 1924-27, (13) China Report 1928-32, (14) China Report 1933-36, と略記。また未公刊史料として,イギリス外務省史料の内,外務省や内閣の部内用資料として印刷された機密外交文書集である F. O. 410 Confidential Print: Japan や大使館・外務省間の文書集 F. O. 371 General Correspondence: Political,出先機関の記録である F. O. 262 Embassy and Consular Archives: Japan があり、以下それぞれ F. O. 410, F. O. 371, F. O. 262、と略記。

- 6) 以下の記述は主に鈴木隆史『日本帝国主義と満州 一九〇〇~一九四五』上(塙書房, 1992年)を参照。
- 7) 以上の中国関内・香港の人口統計については外務省東亜局編『満洲国及中華民国在留本 邦人及外国人人口統計表』(第25回~第29回:1932~36年版)参照。なお第25回は外務省 亜細亜局の編集。
- Manchukuo Report 1932-35, pp. 252-254 (1934), 489-492 (1935), Manchukuo Report 1935-37, pp. 142-144 (1936), 372-375 (1937).
- H. A. MacRae, Memorandum respecting Survey of United Kingdom prewar commercial and economic interests in Japan, Formosa, Korea and Manchuria. October 1945, F. O. 371. 46485 [F9978/3439/23].
- 10) Memorandum respecting Manchukuo, Manchukuo Report 1932-1935, p. 5.
- 11) 海関接収については,副島圓照(昭一)「『満州国』による中国海関の接収」『人文学報』 47,(1979)を参照。
- 12) 数字は山本有造「「満洲国」をめぐる対外経済関係の展開」(『「満洲国」の研究』緑陰書 房,1993年)211頁。また対中国,対満州の投資についての古典的研究として,シー・エフ・レーマー「東亜経済調査局訳」『列国の對支投資』(東亜経済調査局,1934年)参照。
- 13) 東アジアのイギリス外交官についての概説として, J. E. Hoare, *Embassies in the East*. (Richmond, 1999) を参照。ただし満州については,日本と中国の狭間に位置するためかあまり言及されていない。
- 14) 植田捷雄『東洋外交史』下(東京大学出版会,1974年)513頁。
- 15) 満州(東北)の中国関内への一体化の傾向については,西村成雄『中国近代東北地域史研究』(法律文化社,1984年)特に第3章,並びに同『張学良』(岩波書店,1996年)を参照。
- 16) Kwantung Report 1906-33, p. 332.
- 17) China Report 1911-21, p. 288.
- 18) Ibid, pp. 289-90.
- 19) Japan Report 1906-22, p. 419 (1919), 422 (1920), 424 (1921), 498 (1922).
- 20) Ibid, pp. 536-538.
- 21) Ibid, p. 446 (1919), 571 (1922), China Report 1911-21, p. 268, China Report 1922-23, p. 461.
- 22) Ibid. pp. 451-452 (1919), 499-500 (1920), 535, 548-550 (1921), 574-580 (1922), China Report 1911-21, pp. 290-294 (1919), 450-453 (1920), 610-612 (1921), China Report 1922-23, p. 466.
- 23) Ibid, p. 507 (1920), pp. 538-539 (1921), China Report 1911-21, pp. 439-440 (1920), 606

立命館法学 2003 年 4 号 (290号)

- (1921), Korea Report 1906-23, pp. 313 (1920), 410 (1921).
- 24) 参照, Ku, Dae-yeol, Korea under Colonialism (Seoul, 1985).
- F. Ashton-Gwatkin, Memonrandum respecting Japanese Atrocities in Korea and Elsewhere, December 8, 1920, F. O. 410, 68 [F3199/56/23].
- 26) F. Ashton-Gwatkin, Memorandum respecting the Present Situation in Japan, [F3310/3310/23] 並びに Memorandum respecting Japan's Outlying Posscessins and Colonies [F4217/223/18] いずれも、October 10, 1921. F. O. 410, 68.
- V. Wellesley, Memorandum respecting the Japanese Sphere of Interest, October 10, 1921,
 F. O. 410, 68 [F3703/3703/10].
- 28) Foreign Office Memorandum respecting Japan and the "Open door" [F4213/223/23], 他に Memorandum respecting The 1915 Sino-Japanese Treaties [F4175/4175/10], Memorandum respecting "Open door" in China [F4197/2635/10] ずれも, October 10, 1921, F. O. 410. 68.
- V. Wellesley, Memorandum respecting Intervention in China, October 10, 1921, F. O. 410. 68 [F4192/2635/10].
- 30) 例えば,細谷千博「ワシントン体制の特質と変容」『両大戦間の日本外交』(岩波書店, 1988年)参照。
- 31) China Report 1922-23, p. 636, Japan Report 1923-31, p. 11.
- 32) China Report 1924-27, pp. 140-141.
- 33) Japan Report 1923-31, p. 51.
- 34) China Report 1924-27, p. 300.
- 35) Kwantung Report 1906-33, pp. 336-338.
- 36) Ibid, pp. 350-355.
- 37) Ibid, pp. 373-376.
- 38) *Ibid*, pp. 374-376 (1927). また1930年の間島情勢の中で朝鮮人と中国人の土地争いが「朝鮮」年次報告書(ホワイト総領事作成)大きく取り上げられているが、そこでは日本側が主張する領事警察権並びに間島での諸特権について、法的に正当化するのは困難であるが現実の状況を考慮すると日本側が特権を有するのはやむを得ない側面もあるとしている。*Korea Report 1924-39*, pp. 482-484. また *China Report 1928-32*, p. 437.
- 39) China Report 1924-27, pp. 462-464.
- 40) Ibid, p. 594.
- 41) Ibid, pp. 594-595, 吉田茂奉天総領事については Japan Report 1923-31, pp. 255-256.
- Ibid, p. 594.
- 44) Kwantung Report 1906-33, p. 370.
- 45) Ibid, p. 386.
- 46) China Report 1928-32, pp. 139-140, Japan Report 1923-31, p. 315.
- 47) Kwantung Report 1906-33, pp. 393-394, China Rrport 1928-32, pp. 139-140.
- 48) Ibid, p. 101, Japan Report 1923-31, p. 316, Kwantung Report 1906-33, pp. 391-393.
- 49) Kwantung Report 1906-33, pp. 390-396, China Report 1928-32, p. 101.
- 50) China Report 1928-32, p. 101.

イギリスからみた日本の満州支配(1)(梶居)

- 51) Kwantung Report 1906-33, pp. 390-396.
- 52) Ibid, pp. 408-411 (1929), 423-426 (1930).
- 53) China Report 1928-32, pp. 270-271 (1929), 402-403, 436 (1930).
- 54) Ibid, pp. 268-270 (1929), 402-403 (1930).
- 55) Ibid, pp. 311-319.
- 56) Kwantung Report 1906-33, p. 414.
- 57) Ibid, p. 397.
- 58) 1920年代後半の在中国治外法権撤廃交渉については、副島昭一「不平等条約撤廃と対外 ナショナリズム」(西村成雄編『現代中国の構造変動 3ナショナリズム』(東京大学出版 会,2000年), W. R. Fishel, *The End of Extraterritoriality in China* (Berkley and Los Angeles, 1952) 等を参照。